

社会福祉法人中之条町社会福祉協議会役員報酬規程

平成16年5月26日制定

平成22年5月26日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中之条町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員に対する報酬を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 前条に規定する役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 本会の役員の報酬は、別表のとおりとする。

2 中之条町の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

付則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

付則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

別表

理事（会長）	日額	3,000円
理事（常務理事）	日額	2,400円